

令和3年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和3年9月24日（金曜日）
- 2 開催時間 午前9時00分開会 午前9時13分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 18名

1番・北原 浩美	2番・鹿野 直子	3番・柿木 和恵	4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一	6番・外川 守	7番・湯浅 光二	8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸	10番・宮嶋 睦子	12番・鷺尾 勲	13番・浅沼 博実
14番・只石 博幸	15番・一宮 敏昭	16番・清水 利秋	17番・石尾 卓也
18番・山田 孝	19番・滝川 岳雪		
- 5 欠席委員 11番・平 克洋
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 大谷副主幹
北田主査 稲場主査 須賀主任
荒主任 遠藤主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 12番・鷺尾 勲 13番・浅沼 博実
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは発言がありませんので、第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長 (山田 孝) 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局 (稲場 主査) 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の3ページ番号1番を御覧ください。
本件の転用目的は、甲種農地において、雪堆積場を設置するため、使用貸借権を設定し、一時転用するものであります。
続いて、議案補足資料3ページの位置図を御覧ください。
申請地は旭川市東鷹栖支所から西へ約2.1kmに位置します。
次に、資料4ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には雪を堆積する部分、盛土、側溝及び沈砂池を設置する計画です。
審査の内容につきましては、資料5ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料7ページ及び8ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいますようお願いいたします。
続きまして、議案の3ページ番号2番を御覧ください。
本件の転用目的は、甲種農地において、事業用駐車場を整備するものであります。
続いて、議案補足資料9ページの位置図を御覧ください。
申請地はJR東旭川駅から南南東へ約6.6kmに位置します。
次に、資料10ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には駐車場及び通路が設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料11ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料13ページ及び14ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいますようお願いいたします。
以上でございます。

○議長 (山田 孝) それでは、議案第2号について、御審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) ありませんということですので、議案第2号について「異議なし」と認め、それぞれ許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページ及び6ページでございます。
御審議いただきますのは利用権設定の3件で、地区はいずれも東鷹栖地区で、集積面積は9.9haでございます。
続きまして内容ですが、従前の借主が新規に法人を立ち上げたことに伴う賃貸借の借主変更でございます。
いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしているものと判断されることから、議案の内容に基づき、農用地利用集積計画案を策定いたしました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について御審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤主任） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページないし14ページでございます。
御審議いただく全体の件数は6件でございます。
まず、番号1番ないし5番につきまして御説明いたします。東鷹栖地区で1件、江神地区で3件、東旭川地区で1件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、番号1番ないし4番の現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
また、番号5番につきましては、現況地目が畑であった農地から分筆された1筆、現況地目が田であった農地から分筆された1筆の合計2筆が願出地となっており、現況は従前から宅地であった箇所は農採地以外、従前から田であった箇所は農地であることを確認いたしました。
次に番号6番について御説明いたします。
鉄塔敷地等として利用されている土地について願出がありました。

西神楽地区で3筆, 江神地区で26筆, 東旭川地区で41筆の合計70筆が願出地となっており, 現地調査の結果, 現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長 (山田 孝) それでは, 議案第4号について審議願います。
御意見, 御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは, 議案第4号について「異議なし」と認め, 証明することに決定をいたします。

○議長 (山田 孝) 引き続き, 報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが, これにつきましては, 既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局 (須賀 主任) 事務局。
日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは15ページないし19ページでございます。
本件につきましては合計5件の届出があり, 地区ごとの内訳としましては, 江神地区で3件, 西神楽地区で1件, 東旭川地区で1件となっております。
届出の内訳としましては, 全件が相続による所有権の取得でございます。これらにつきましては, 旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき, 事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長 (山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが, 御意見, 御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは, 報告第1号を終わります。

○議長 (山田 孝) 次に日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが, これにつきましても, 既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

- 事務局（荒 主 任） 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは21ページないし23ページでございます。
- 本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区3件、東旭川地区1件、合計で4件ございました。
- これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議 長（山田 孝） ただいま説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委 員 (意見なし。)
- 議 長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。
-
- 議 長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。
- これをもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会を閉会いたします。